要望調査に係る留意事項

１　コンソーシアムの設立について

　　　　現段階でコンソーシアムが設立されていない場合でも、今年度中にコンソーシアムが設立されることを前提に、コンソーシアム準備委員会等の団体の事業の申請を受け付けます。

　　　　この場合、計画承認後、速やかにコンソーシアムを設立し、計画の変更を行う必要がありますので、御留意ください。

　　　　なお、既存の協議会等、任意組織であっても、要件を満たせば事業の実施は可能ですので、申し添えます。

２　コンソーシアム整備事業の活用について

　　　　コンソーシアム整備事業（以下「ハード事業」という）を活用する場合は、ハード事業の事業費の２割を目途にコンソーシアム推進事業（以下「ソフト事業」という）も活用をお願いします（上限は5,000千円/団体）。

　　　　ただし、ソフト事業のみの活用は可能ですので申し添えます。

　　（例）

　　　　ハード事業（事業費10,000千円､補助金額5,000千円）に取組む場合、ソフト事業(事業費2,000千円、補助金額1,000千円)への取組みも合せて実施する。

３　ヒアリングの実施について

　　　　要望書の提出後、個別にヒアリングを実施する場合がありますので、予め御了承ください。なお、要望書作成の段階でも相談等は随時対応しますので、必要であれば申しつけください。